

国官会第 1343 号
平成20年11月7日

都道府県の担当部長等
政令指定都市の長

殿

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省所管補助事業等の事務費に係る不適正な経理の適正化について

国土交通省所管補助事業等の執行については、従来から「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づく適正な執行をお願いしてきたところであり、厳しい財政状況の下、「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意」（補助金等適正化法第3条）することがより一層求められている旨を『国土交通省所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて』（平成19年8月28日付、国官会第772号国土交通事務次官通知）を発出するなどし、指導してきたところである。

しかしながら、補助事業者等である地方公共団体において自ら実施した内部調査の結果や昨年度より会計検査院の実施した計28道府県及び1政令指定都市に対する会計実地検査等の結果、当省から交付を受け地方公共団体において執行していた所管国庫補助金等の事務費において、過去から複数年に渡り、虚偽の内容の経理関係書類を作成するなどによって需用費を支出したり、国庫補助対象とならない旅費を支払っていたなどの不適正な経理処理の事実（以下、「所管国庫補助金等の事務費における不適正経理」という。）が判明し、決算検査報告に掲記される等の事態に至ったことは、極めて遺憾である。

貴職においては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助事業等の厳正な執行について、関係部署に下記の事項を周知徹底のうえ、遺憾のないように措置されたい。併せて、貴管下市町村に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

1. 経理処理手続等の適正化について

国庫補助事業等に係る過去からの決算検査報告等の指摘事項等を踏まえ、補助事業等に係る適正な経理の事務処理においては、「補助対象となる範囲の限定」、「事務処理の適正化」及び「審査・確認にあたっての関係書類の整備」などの必要性を再認識し、貴職経理職員等へその旨を速やかに周知徹底されたい。

2. 地方整備局等への報告について

今後、国庫補助金等の事務費における不適正経理に係る自主的な内部調査等の結果において、不適正な経理処理の対象となった公金の中に所管国庫補助金等が含まれることが明らかになったときは、速やかにその旨を各地方整備局等に報告されたい。

(会計検査院の検査報告に掲記されている13道府県に対しては、以下の文言を追加)

3. 国庫補助金等の返還について

不適正な経理処理の対象となった公金の中に国土交通省所管の国庫補助金等が含まれる場合には、国庫補助金相当額について、国への返還を速やかに措置されたい。

この場合、具体的な補助金等の返還に係る事務については、従来のとおりである。

また、所管国庫補助金等の事務費における不適正経理が明らかとなった場合は、補助金等適正化法第17条第1項の規定に基づき、補助金等の返還を命じることとなり、補助事業者等が上記返還命令を受けた場合、同法第19条第1項に基づく加算金及び同法第19条第2項に基づく延滞金が課されることとなる。

4. 補助金等の返還に係る手続等の窓口について

上記手続等の窓口については、従来どおり原則として地方整備局等において一元的に対応することとなる。